

戦中期における農村保健婦活動 —鳥根県松江社会保健婦養成所卒業生の語りから—

川上 裕子
(人間発達科学専攻)

1. 課題と背景

本稿は、昭和10年代、とりわけ戦中期の農村における保健衛生事情とそのもとで展開された保健婦活動の実態を、当時保健婦として活動した女性たちへのインタビュー調査を通して明らかにすることを課題とする。インタビュー対象者は、現在すでに80歳代に達している鳥根県松江社会保健婦養成所の第一期から第三期(1942(昭和17)～1945(昭和20)年卒業)の卒業生である。

昭和初期、鳥根県では全国に比して高い乳幼児死亡率(出生百につき鳥根県15.5、全国14.3、昭和4年)や妊産婦死亡率(出生千につき鳥根県4.0、全国2.7、昭和4年)が認められた。結核死亡率に関していえば、1940(昭和15)年に死亡原因の第一位であり(人口1万人につき22.29)、全国平均(同20.95)と比較して高い値を示していた(鳥根県編1984:340)。さらに、1939(昭和14)年には全市町村の3分の1(267町村中73ヵ村)が無医村であるという医療状況も衛生指標の悪化を促す要因であった(鳥根県立保健婦専門学院・鳥根県保健婦養成所卒業生会1985:37)。

このように、乳幼児死亡率や結核死亡率の高値に示されるような農村の医療衛生環境の悪化を背景に、農村保健問題への対応策として全国的には1938(昭和13)年に国民健康保険法が制定された。国民健康保険(以下、国保とする)組合は農村における人的資源確保や銃後の安定に通じることで、奨励されるべき事業として普及をみた。この国保組合の普及においては、現在の農業協同組合の前身である産業組合による事業代行の存在を欠くことができない。

今回調査地とした鳥根県は、1919(大正8)年、同県青原村において創始された産業組合による農村保健活動の全国発祥の地であるといわれている。また、「保健婦規則¹⁾(1941(昭和16)年7月制定)による保健婦の身分規定確立以前の時期に、看護婦や助産婦の資格を持たない高等女学校卒業者を入学要件とし、当時としては高学歴を要求した革新的と評価される全国的にも初期の保健婦養成所²⁾(2

年課程)が存在したという特色を持つ。同養成所は鳥根県社会事業協会、恩賜財団軍人援護会鳥根県支部、愛国婦人会鳥根県支部の三者共催で、県立高等女学校に付設する形をとり、県学務部の強力なバックアップのもとに設立された。鳥根県では1940(昭和15)年10月、今回調査対象とした松江市以外に、濱田市にも保健婦養成所が設立され、この二校の一期生合計58名は、県内各地の産業組合や村役場、保健所等に配置され市町村厚生機構の第一線での実践者としての役割を期待されたのである。

「保健婦規則」によって資格化される以前の保健婦活動は、各地域の衛生事情その他の地域特性を反映してきわめて多様な様相を帯びていた。図1は、鳥根県市町村厚生機構を図解したものである。「鳥根県市町村厚生機構要綱」(鳥根県社会事業協会 発行年不明:31-35)によると、市町村厚生機構において社会保健婦、つまり上記二校の卒業生も含めた県内の保健婦は「部内住民への個別指導の触手として厚生機構の中心的生活体となるもの」(同:33)で、「保健婦の活動に俟つべきものは広汎に亘」っていたのである(同:34)。そこで本稿では、鳥根県松江社会保健婦養成所の初期卒業生の語りから、当時の農村の保健衛生事情と保健婦活動にみる多様性の一端を明らかにしたい。

2. 方法

2010(平成22)年1月から2011(平成23)年3月、鳥根県松江社会保健婦養成所の卒業生8名(一期生6名、二期生と三期生が各1名)を対象に、個別面接によって戦中期の農村地域における保健婦活動の実際を聞き取った。個別面接の前段階としてグループインタビューをおこなったケースもある。1名あたり1回から4回の面接を実施し、各回の所要時間は1.5～2時間。

聞き取り内容は了解を得てICレコーダーでの録音をおこない、録音内容を記述記録にした。

倫理的配慮として、インタビュー対象者には研究の目的と研究結果の公表、プライバシーの保護等について口頭な

らびに文書にて説明し、協力の了解を得ている。

以上のインタビュー調査について、事項の種類を中心として8名の卒業生の語りを整理した。

3. インタビュー記録の分析

1) 調査対象者のプロフィール

調査対象者の島根県松江社会保健婦養成所（以下、社会保健婦養成所）卒業後の経歴を表1にまとめる。戦前期に養成を受け、卒業した生徒は三期にわたる。生徒は2年間の教育課程を経て、県内各機関に保健婦として就職していくが、三期生は戦局の激化による養成期間短縮の決定によって、1年3ヵ月の養成期間をもって卒業している。インタビュー対象者は大正11年から昭和3年生まれのうち、80歳代である。

なお、一期生のうち、A氏とC氏、F氏の3名は高等女学校を卒業した年の秋に社会保健婦養成所へ入学し、その他の3名は1年半もしくは2年半の期間、事務員や販売員という職業経験、家業の手伝いを経た後に同養成所へ入学しているため、年齢にばらつきがある。新設の養成所であり、まだ保健婦の資格が公的には登場していない時代に、一期生はなにを求めて社会保健婦養成所へ入学したのだろうか。入学の動機は、村役場職員や小学校教員から勧められ漠然と保健婦という職業を目指した者と、収入の増加や社会的地位の向上を求めて入学を決意した者の2つのタイプに分けられる。後者のタイプのB氏とD氏はつぎのよ

うに語った。

やっぱり地方では女性の職業は学校の先生が一番、みんなの憧れの的だったんです。だから頭のいい人は師範へ行って先生になっとられましたけど。だども、私みたいに貧乏な家はそういうわけにいかなくて。これ（社会保健婦養成所）がいいんじゃないかということで。待遇は小学校教員と同等の待遇を県が出すという格好だったんです。看護婦は小学校を出て入られた人がいっぱいおられますから、それと同じに見られたら嫌だと考えたんですね。募集の要項にもちゃんとうたってありました。[B氏]（カッコ内は引用者による補足。以下同様）

私は女学校卒業して農協の購買部に勤めとったです。そしたら、保健婦の養成所というものがある言われて。一緒に卒業した同級生は代用教員だって威張って通った。先生だ先生だ。それで私もこのまま売り子さんみたいなことになってしまうことないわ。ちょうどいい具合に保健婦の養成所ができて。これは私もぜひ勉強したいから入りたいって言って。[D氏]

前者のタイプの入学動機を持つ4名は保健婦について、看護婦と異なり「保健の指導をする職業」[A氏]、「社会的な仕事をする」[C氏]、「町村庁に勤めて、妊婦とか健康状態を観察してゆくんだな」[D氏]という自覚を持っていた。

表1. インタビュー調査対象者の島根県松江社会保健婦養成所卒業後の経歴

ケース名	区分	社会保健婦養成所在学期間	年齢	社会保健婦養成所卒業後の職歴
A氏	卒業生 【一期生】	昭和15年10月 ～ 昭和17年9月	87歳	島根県a村の産業組合の保健婦として就職。4年9ヵ月勤めた後、出身町であるb町の農業会の保健婦として約1年勤務。以後、県施設の医療職（看護婦、保健婦）として定年まで勤める。
B氏			87歳	島根県の保健所保健婦として就職。戦後に結婚し、昭和22年出産を機に退職。
C氏			86歳	島根県c村役場の保健婦として就職。約1年後、同県他村の保健婦として転職。終戦後は同県d市に就職、保健婦婦長を務め、定年間近の53歳で退職。
D氏			88歳	島根県e村役場の保健婦として就職。2年半勤務した後、f村の国民学校に学校看護婦として勤め、昭和21年結婚と同時に退職。
E氏			88歳	島根県立g高等女学校に学校看護婦兼舎監として就職。戦後は結婚を機にいったん退職するが、昭和28年から小学校の養護教諭として復帰、定年まで勤務。
F氏			87歳	島根県h村役場の保健婦として就職。約半年後、父親から呼び戻され、実家に隣接する同県i村の産業組合に転職する。終戦後は高等学校の養護教諭として定年まで勤務。
G氏	卒業生 【二期生】	昭和17年4月 ～ 昭和19年3月	84歳	出身村である島根県j村役場の保健婦として就職。約1年後に退職してからは専業主婦として過ごす。
H氏	卒業生 【三期生】	昭和19年4月 ～ 昭和20年6月	82歳	島根県の保健所保健婦として就職。同じ保健所の先輩保健婦にB氏がいた。戦後に保健所を退職した後は、同県の保健婦養成所の教員として長く教育に従事。

2) 社会保健婦養成所卒業後の進路

8名の卒業生はいずれも県内の機関に保健婦もしくは学校看護婦として就職している。具体的には、村役場に4名、保健所に2名、産業組合に1名、それぞれ保健婦として就職し、残りの1名は県立高等女学校に舎監を兼ねた学校看護婦として就職している。

一期生は1年半にわたる主に机上の学習を終えた後、6ヵ月間の農村実習に向かった。その実習は、1つの機関で継続的におこなったもので、結果的に大半の生徒は自身が実習した機関にそのまま就職することになった。

私は実習期間だと思わなかったです。実際にもう社会出てやっておると思ってやったですわ。[F氏]

このような就職の経緯から、本稿における農村での保健婦活動についての記述は、この6ヵ月間の農村実習期間を含めたものとする。

図1に示したように、社会保健婦養成所の生徒は、町村の厚生機構へ組み込まれて養成されていたことが明白であった。しかし、今回のインタビュー対象者はいずれも入学時に卒業後の就業に関して義務づけはなかったと語っている。就職先の決定にあたっては、対象者すべてが、自らの意思による選択ではなく学校側に指定されたことを証言している。

私はただ言われるままにしたですわ。(就職先が)どんな村かもわからなかったです。[F氏]

今まで1期生も2期生も市町村が大事だということでみんな市町村に就職したんです。ところが、保健所というのが空いてましてね。これから保健所を大事にしなきゃいけないという、そういう時期だったんです。それで、先生から「あなたはどこの保健所。あなたはどこの保健所」って有無を言わず。私たちもどこへ行きたいという根拠があるわけでもないから。先生は「ここ行きなさい」と言われて、10人ぐらい保健所に入ったんです。[H氏]

一期生であるF氏が語ったように、生徒は学校側の決定に従う形で就職先に向かった。また、三期生であるH氏の証言からは、喫緊の課題とされた県の保健衛生上の問題に照らし、優先順位の高い機関に配属されたことがわかる。

3) 農村における保健婦の活動

(1) 農村社会における活動の認知

農村実習において、受け入れ側に職員や住民の反応はどうだったのか。F氏は受け入れ先から好意的に迎えられた様子をつぎのように語る。

村長さんとしては、医学の知識がある人だったらいいかと思って無医村に呼んだもんですわ。村長の宣伝がよかった。お医者さんの代わりが来るといふれこみで。私はそれじゃないですけどね。注射したりしたらいいんことを知ってますから、しませんでしたけど。ほんとうに親切にしてもらいました。最初は村長さんのお宅に泊めてもらって。役場の人も親切でした。[F氏]

F氏のこの語りは、保健婦が医師の代替的立場で地域の保健医療を担う存在として村の指導者から期待された様子を物語っている。村長自身が保健婦を医師の代替と認識し、活動を期待していたかの判断については留保が必要であり、村民に保健婦の存在を周知する戦略として上記の宣伝方法をとったのかもしれない。一方で生徒は、自分が医療処置をおこなうことはまったく想定していなかった。それでは、生徒の中で保健婦の役割はどのように認識されていたのだろうか。つぎに示すD氏の語りから明確に読み取れるのは、保健婦と似通った職種である看護婦との区別から捉えた保健婦の役割の一端である。

看護婦に間違えられて、何でもしてくれるかと思ってね。看護婦さんみたいに。それで、保健婦のする範囲じゃないことでも言われるし。そういうのを言われると、煩わしい感じがしとったけど。そういう時はこっちがきっぱり。それは私らは看護婦ではないですよ、と。保健指導ですよ、って言いよったです。[D氏]

(看護婦免許については) やっぱり取っかないけんくらいなこと。でも実際にはせんでもいいだけんと思っておったです。免許というものは取っておかないけんけど、実際に看護婦さんみたいに病人の看護したりすることはないだけん。指導してあげることだけん思っ。[F氏]

この2名の語りの「指導」という言葉に表れているように、保健婦は地域住民に対する衛生思想の啓発や知識の提供を主眼としていた。その意味で、すぐに効果が現れる取り組みではないが、これまでにない新たな取り組みであることに自負を抱いていたことがうかがえる。

誇りを持ってやっておりましたわ。知識がまだないですからね、村の人達は。だけんいろんなことを教えてやろうと思って行っておりました。[F氏]

8名の聞き取りからは、保健婦活動の内容や方法に関して、他者、すなわち所属機関の長や同僚などからの制約や干渉はなかったという。電話番号や掃除をすることはなく、保健婦としての業務に集中することができた。つぎに示すのは、保健所に所属したB氏の語りである。

事務仕事はほとんどないです。まあ、カルテの整理ぐらいはしなきゃいけませんでしたが。もう一つ、保健所というところは栄養指導もありました。今頃と違って回虫がものすごく多かったです。その回虫の検査は薬剤師さんがして、その後に薬剤師さんと保健婦が回虫はこういう弊害がありますよと言ったことは覚えてます。[B氏]

地域住民からの保健婦活動に対する反応はどのようなものだったのか。A氏は「よく生命保険の勧誘と間違えられたと（他の保健婦からは）聞きますが、それはなかった」という。C氏は、出産時に用いる脱脂綿が配給では足りないために布団の綿を抜き出して石油缶の中で煮沸消毒をしたというエピソードを披露する中で、「保健婦さんだったら何とかしてもらえろという信頼感あったですね、その頃は」[C氏]と語る。保健婦が当時の物資不足の状況の中で知恵をしぼること、それが住民からの信頼の蓄積につながっていったといえるだろう。

(2) 乳幼児の健康問題への対応

つぎに、個別の健康問題に沿って保健婦の活動をみていく。村役場で実習をおこない、そのまま実習先の村役場に就職したF氏は、援助の対象者のほとんどが乳幼児であったという。

赤ちゃんのお世話ばかりしてました。健康診断したりして。妊産婦はあまりしませんでした。「産婆さんがおるから診てもらいなさいよ」ぐらいのことで。結核患者のところには行きておりません。お医者さんも（家庭訪問するように）言われませんし。結核（患者）の家がどこにあるかもわからなかったです。子ども中心でした。[F氏]

F氏以外の村役場勤務者も乳幼児や妊婦が主たる対象であったという。反対に、保健所で実習したB氏は結核患者を対象とした検診の補助や家庭訪問、保健所での栄養指

導や寄生虫検査をおこなったことを印象深く覚えている。これについては、次項で述べる。

当時の乳幼児の育児を取り巻く環境について、A氏は妊婦の過重労働や産後の十分な休養期間がないままの農作業への復帰を挙げて、つぎのように説明する。

育てよう思っておられるけど、家族構成にもよりますけど、やっぱり働かされるんですね、女の人でも。お乳やる時間でも外へ遠く出させられて働くと十分できんし。だいたいしてもらう人は1ヵ月ぐらいいは休んどのと思うけど。それから子どもをみんな布団にぐるっと巻いて育てておったんですよ。布団に巻くんですよ。敷布団が細長いから、大布団はちょっといきん。こう座らせてその布団で巻いて、それでへこ帯みたいな帯でここをぎゅっと締めてね。そうすると乳吐いても耳に入らんから安心だちゅうので。寝かせとったら乳吐いたのが耳に入ったりして危ないっていうんで。助産婦さんがそんなふうにされるから、みんな親もそんなふうにして。[A氏]

丸岡秀子が『日本農村婦人問題』（1937）で示した農村女性の出産前後の休養の少なさ、つまり農村女性は妊娠や出産によっても、農業従事者としての役割を減免されないという過酷な実態がここでも見てとれる。

離乳法でも、本当に離乳食作って食べさせたのはいくらもおらんで、ほとんど大人のものをつぶして与えるぐらいで。まあ、離乳期はみんなひよろ長なって。たんぱく質が足りない、脂肪も足りない、そんな状態でしたね。それと日光浴の仕方。今はあまり日光浴の話せんけど、当時はくる病というのがありましてね、足先から少しずつ陽に当てて、だんだん日にちを追ってだんだんよけい当てるように日光浴させんと、だいたい山の中だから、それに家の奥に子どもを置いてくる。くる病が多かったですよね。でも日光浴させる親に時間がねえ。すぐ働かせられたらあれだけん。でも言うことほどは言って歩いたと思いますけどね。[A氏]

結局、妊婦の過重労働。それから産褥熱。衛生的に産後の処置が悪かったというばかりではないかもしれないけど。無医村じゃなく、お医者はおられましたけど、病身でね。手早く往診なんかしないから。往診ができないから、農協が車を買って農協の職員が運転してお医者（各家に連れて行った）。また、山の中だから、診察受けに行くいっても、家長の許可がないとなかなか。そういう思想があったんだね。[A氏]

食事の時に自宅に戻る以外は、日中、大人は農作業に出ている状況で、乳幼児の清潔が保持できない状況もあった。

おしめも替えんと、何時間と濡れたまま。(お尻) かぶれます。ほとんどかぶれますね。なかなかその習慣が難しいものでしてね。[A氏]

このような育児環境が十分整わない状況で、保健婦が育児に関する助言—離乳食の与え方、日光浴、布団干しなど—をおこなうことによって、住民に歓迎された面がある。F氏はつぎのように語る。

少しでも子どもの発育を助けてあげようと思っていつも心の中には思っておりました。名簿を見て家を訪ねて行きますわ。ほかの人(保健婦)は保険の勧誘と間違えられたという人もありましたわ。私はそういうことは一つもなかったです。みんなが親切にして、待っておいましたというふうにして。教えてあげると喜ばれました。[F氏]

子どもの育て方や離乳の方法とか。離乳の方法とかは、一応(養成所で)習ったことを言っておっても実行はなかなか(難しい)ね。なかなか口で言うほどのあれは(効果はない)。ただ、保健婦がおるってということが一般にわかって、自分たちが子ども育てるのに気をつけなければいけないという間接的な気持ちはできたと思う。[A氏]

しかしA氏の語りにあるように、保健婦による健康相談や育児指導が直ちに効果を現したかについては保健婦自身も疑問を持たざるを得なかった。そこで、「間接的な」効果があったことを自らの活動の効果として見出している。

子どもが立派に、順調に肺炎やなんか起こさんようにして、いい具合に育てばいいわと思う気持ちでおいりました。いつも心の中に置いておいりました。一生懸命にやられましたから、加藤(島根県学務部)部長でも碓井(島根県学務部社会課)課長でも。それに魅かれて私らも純真な気持ちで、何も考えんこに付いて行っただす。[F氏]

F氏が挙げた加藤精三学務部長と碓井貞雄社会課長の名前は、今回聞き取り対象とした一期生すべてから挙げられた。とりわけ、社会保健婦養成所の創立に尽力し、一期生の就学中、折にふれて保健婦としての使命を鼓舞した加藤の印象は、一期生にはことのほか強く残っている。

1939(昭和14)年10月に学務部長として島根県に着任

した加藤精三は、社会保健婦養成所の創設動機を「保育所の乳幼児たちを疾病からまもろうとするヒューマニズムの願い」(重久1965:58)から始まったものだとのちに語っている。もちろん、社会保健婦養成所が創設される2年前に制定された国保法が目標とした農村における人的資源確保や銃後の安定といった時代状況から求められる保健衛生上の必要性も念頭にあったことは想像に難くない。しかし、養成教育を受けた生徒たちは、「乳幼児。部長さんのイメージ通り。一期の保健婦だから」[D氏]と、乳幼児への援助が中心だったことを自然なことで受け止めている。

(3) 結核患者への対応

産業組合や村役場で実習、就職したA氏、C氏、D氏とは援助の対象者が異なるという経験をしたのは、保健所で実習し、就職したB氏だった。B氏は結核患者を対象とした検診補助や家庭訪問、保健所での栄養指導や寄生虫検査を行ったことを印象深く覚えている。

血沈がありました。確か(週に)3日だった。月、水、金ぐらいなかつこうで患者さんが来られます。まず問診を(保健婦が)やります、受付で。問診をしてほしい結核系かなと想像した場合には血沈をします。1時間か2時間、値を測って、記録しておいて。それから先生の診察が始まります。

月、水、金の間には、訪問指導という役割があったんです。その時に、今日はこの地区に来て、今日はこの地区に行つてというふうには、その患者さんのところをちゃんとメモして行って、村でほしい場所聞いて。まず最初に役場に行って、この患者さんはどこのへんのどう行つたらいいですか?ということ聞いて。そこへ行って家族の人と話す。ほとんどの人が青白い顔して寝ておられて、気の毒になったことを覚えています。結局、うつらないようにするようにと言った覚えはありますけど。[B氏]

このように、所属機関の別で、働きかけの中心となる対象者が異なつたことが見てとれる。

(4) 家庭訪問

インタビュー対象者はいずれも主たる活動方法として家庭訪問を挙げている。

自転車には乗れませんし、てくてく歩いて。山坂越えてはまた一軒、一軒、聞いては行って。[F氏]

職場から自転車を提供されて乗車の練習をし、家庭訪問

の主たる足として自転車を活用した卒業生もいたが、実際のところ、舗装された道が限定されていたことで、山道を徒歩で対象者の家へ向かうことが多かった。家庭訪問に携える鞆の中には、家庭調査票やアルコール綿入りアルミケース、自身の弁当を入れて出かけた。

家庭訪問の記録として、地区別に整理した家庭調査票があったと A 氏は語る。その調査票は、乳幼児、成人、妊産婦という対象者別になっており、左側を家族欄として家族の名前と年齢、職業を記入し、右側を訪問家の地図欄とする二つ折りのカードだったことを記憶している。家庭訪問を終え事務所に戻ると記録をし、家庭調査票を地区別に保管した。家庭訪問をおこなわない日は、役場で出生届を見て、つぎの訪問先を調べるということを繰り返した。

また、C 氏の以下の証言にあるように、一人の対象者—それは乳幼児が多い—を通して家族全体に目配りしていく手法をとっていたことがわかる。

そのうち、だんだん町村だと、行くうちにその子だけですまんでさ。入りやすいのは子どもですから、子どもから入っていくんですわ。そのうちにお母さんとかお父さんとか。それからおじいさんやおばあさんがおったりすると、いろんなケースが出てくるわけです。そうすると、1軒の中へケース入れておきますけどね。初めは乳児からです。子どもが主だったです。[C 氏]

(5) 共同炊事・農繁期託児所

保健婦は共同炊事や農繁期託児所の事業にも携わっている。A 氏が携わった共同炊事では、小学校高等科の家庭科の教員が献立を作り、それに従って社会保健婦養成所生徒は調理をした。食材は県からの特別配給によって普段農家では入手できないようなものまで得ることを可能にした。具体的な取り組みを示そう。

共同炊事も村で何ヵ所かやっとして、一番大きいところは 30 軒ぐらいが参加して、そこの朝昼晩、全部給食しますとね、相当仕事があつて。

それと保育所の仕事いっても、子どもたち自分たちで遊ぶから、川のほうへ行かせなかったり、危ないところへ行かんようにしたり、爪切りしてやったり、草っつか皮膚の病気の手当てしたり。まあそんなことをしたように思いますけどね。[A 氏]

島根県では、1941（昭和 16）年 8 月、産業組合島根支会と県農会が主体となり、食糧増産に対する共同作業、共同炊事、共同託児所の普及を県とともにおこなった。このときの設置数は託児所が 872 ヲ所、共同炊事が 214 ヲ所と

いう記録がある（島根県農業協同組合史編纂委員会編 1965：498）。つぎに示すのは、共同炊事と農繁期託児所の実際の場面である。

共同炊事とか。子どもたちと一緒に遊んだり、歌を歌ったり。（実習先の）岩坂村とか熊野村とかでやりました。勤めてからもやりました。料理を一生懸命作ってね、それで村の人が鍋を持って来られますから、それに入れてあげたりして。楽しかったです。村の人たちが楽されるのになと思って。[F 氏]

（共同炊事では）50 何軒あった中、たしか 30 軒余りぐらいが受け取ったと思います。人数が少ないところでは、自分のところでやっと思ったんじゃないかと思います。天秤で量り、ご飯の一回の量までは記憶がない。[A 氏]

私たちは村全体の保健婦だから、1 ヲ所に釘付けにすることはいけません。（他の参加者と）一緒にやっとしても、指導的立場で行きました。衛生的にせないけんから、気がついたことを言うとか。手を清潔に爪を短くするとか。[A 氏]

(6) 他職種との協働体制

さて、地域で活動するさいの他職種との協働体制はあったのだろうか。これに関しては、村役場勤務の C 氏は妊産婦や乳幼児について困ったことがあれば助産婦に相談したというが、その他のインタビュー対象者は、とくに交流の想定される助産婦や方面委員について交流はなかったと語っている。また、村内や隣村に医師がいたことで、医療面での苦労はさほどなかったと記憶している対象者もいる。

助産婦さんはおりませんでした。隣村には女医さんがおられました。方面委員さんとはあまり交流はなかったです。お医者さんとその奥さんの産婆さんがいました。その人と衝突することもなかったです。[F 氏]

助産婦さんとは紹介を兼ねて一度会合があったんだけど。方面委員さんと関わりはあると養成所の時のお話ではあったけれど、村へ出てからは方面委員さんと相談したりすることはなかったよ。小学校の校長さんが子どもたちにしらみがおったりして、その駆除するの手伝ってくれと。学校衛生はほかにはたいしてやった記憶はないけど。[A 氏]

(7) 国民健康保険制度との関係

島根県の国保組合の活動は、1938（昭和13）年12月に認可された3ヵ村に始まる（乙立村、片江村、赤屋村）。1942（昭和17）年度末には132組合まで拡大し、被保険者数は31万164人となる経過をたどった。そして1944（昭和19）年には1年間の国保組合開設数が134組合という急増を示し、同年には合計249組合に達した（島根県・島根県国民健康保険団体連合会1968：5）。国保制度において保健婦は、保健施設としての活用を期待され、1941（昭和16）年11月に設立された島根県国民健康保険組合連合会からは保健婦養成のための費用や県保健婦協会への助成が行われた。

農林業を主とする純農村に勤務したA氏は、自身が村役場に就職してから、その村で国民健康保険組合の代行事業が始まったと記憶している。

私らが入ってから。初め農業会職員になって、国保にする準備の職員を決められたから。（自分が村に保健婦として）おる間に代行を農協（産業組合）が作りました、役場に代わって。[A氏]

「国保の組合員だろうが、ほとんど（組合員に）なってたけど、差別なくて村全体を対象にしていました」[A氏]という語りからも、国保組合の設立にともなって対象者が大きく変化するというのではなく、活動の内容や方法にも変わりはなく、村民全体が保健婦の援助対象であった。

4. 考察

以上、社会保健婦養成所卒業生の在学中と就職初期の活動実態の語りから、農村保健婦の活動をみてきた。保健婦が所属する機関によって援助の主たる対象（乳幼児、結核患者等）に違いはあるものの、保健婦が家庭に出向いて住民と接する中で、乳幼児の健康な発達や生活改善に取り組んだ様子がかがえた。こうして主に家庭訪問という活動方法をとることで、住民に身近な支援者として認知度を高めることにつながったと考えられる。

島根県では1942（昭和17）年2月時点で、約130人の保健婦が保健所や産業組合、村役場等に勤務していたが、同年10月には2つの社会保健婦養成所（松江、濱田）の卒業生58名が加わることになる。県の期待を一身に背負って養成され、女子中等学校を修了した全国でも少数派である高学歴の保健婦が、それまでの保健婦活動にいかなる影響を与えたのだろうか。それを解明するにはまだ十分な材料は得ていない。ただし、本調査対象者である生徒たちが看護婦の役割との違いに自覚的であり、「社会的な」仕事

をすることにやりがいを見出していたこと、さらに、看護婦の検定試験を見据えた看護法の学習はもとより、保健指導や生活指導、そして社会事業に関して授業時間の多くを割り、2年の養成期間のうち最後の6ヵ月間は結果的に生徒の卒業後の初任地となる農村諸機関での臨地実習をおこなったという教育内容からは、つぎのことが想像できる。それは、保健婦の活動が個人を対象とした働きかけにとどまることなく地域全体の衛生環境の向上にまで影響を及ぼすことができたのではないか、医療や衛生という限定された領域でなく、広く社会に目配りすることが可能だったのではないかということである。

島根県の国保組合の活動は、1938（昭和13）年12月に認可された3ヵ村に始まり、急速な拡大をみた。今回のインタビュー対象者である社会保健婦養成所卒業生以外で、短期の講習会を終了して保健婦資格を取得した者も含め、県内の保健婦免許所有者は、図1に示した島根県市町村厚生機構に組み入れられ、市町村、国保組合、衛生指定村、社会事業施設、愛育村、学校といった各種機関で保健婦の活動に従事した。このように保健婦の養成と市町村厚生機構との連動によって、各種機関への保健婦の配置が進められる契機になったのではないかと、社会事業的側面も強く持つ国保制度を拡充させる原動力が生まれたのではないかと考えられる。

今後の課題として、本稿で紹介した具体的なエピソードをもとに、農村保健婦活動の発展と軌を一にして本格的な保健婦養成が開始されたことや保健婦の量的拡大が認められたことへの必然性に対して考察を深めていく必要がある。

(注)

- 1 保健婦規則は、厚生省令として制定された保健婦の資格を最初に規定した規則。
- 2 島根県松江社会保健婦養成所と同濱田社会保健婦養成所は、「保健婦規則」の制定とそれにもとない制定された「私立保健婦学校保健婦講習所指定規則」（昭和16年7月・厚生省告示）により、全国で最も早く第一種養成所に認定された。なお、第二種養成所は看護婦の有資格者に対する6ヵ月課程の養成、第三種養成所は産婆の有資格者に対する1年課程の養成を行う。

(文献)

- 丸岡秀子, 1937, 『日本農村婦人問題』高陽書院。
重久房子, 1965, 『草分け——鹿兒島県の保健婦養成揺籃期——』重久房子。
島根県編, 1984, 『新修島根県史 通史編(3) 現代』臨川書店。
島根県・島根県国民健康保険団体連合会, 1968, 『島根の国保30年』島根県・島根県国民健康保険団体連合会。
島根県農業協同組合史編纂委員会編, 1965, 『島根県農業協同組合史』島根県農業協同組合史編纂委員会。

島根県立保健婦専門学院・島根県保健婦養成所卒業生会, 1985, 『草わけの保健婦養成』 島根県立保健婦専門学院・島根県保健婦養成所卒業生会.

島根県社会事業協会, 発行年不明, 『島根県社会保健婦養成所並高等女学校保健科の概要』 島根県社会事業協会 (島根県立図書館郷土資料室所蔵).

Activities of Public Health Nurses in Rural Region During-the-War Period : from Interview of Graduates for Shimane Prefecture Matsue Social Public Health Nurse Training School

Yuko KAWAKAMI
(Human Developmental Sciences)

The study purported to speculate about historical process and actual state of the rural healthcare activities that were deployed as public welfare enterprise during the war by sorting out state of activities of the public health nurses in Shimane Prefecture during the war, specifically in 1930's.

Methods of research employed analysis of literatures and interviewing. The literatures employed were history of development, history of industrial associations and local newspaper for municipalities of Shimane Prefecture. The subjects of interviewing were graduates of Shimane Prefecture Matsue Public Health Nurse Training School (total of 8; 6 from class of the first year graduate, 1 from each of the second and third year graduate) and its content and the it was performed by individual interviewing regarding reality of the public healthcare activities during the war.

As a result, following two points were revealed. First, training of the public health nurses and promotion of the public welfare system of local municipalities were geared together. The activities of National Health Insurance Society in Shimane Prefecture were initiated at approved three villages in December, 1938 and increased gradually. At the time, those with public health nurse license in the prefecture engaged in activities as the public health nurse in various facilities such as municipalities, National Health Insurance Society, Public Health Designated villages, social work facilities, "Aïku-son", schools, etc. By October, 1942, placement of public health nurses to various organizations as social welfare organizations in local municipalities of Shimane Prefecture were thought to be accelerated further as 58 graduates of two social health nurse training schools who went through first legitimate training in the prefecture.

Second, visibility of the public health nurses became heightened as public health nurses in the prefecture integrally engaged activities while going beyond differences among organizations of their belonging and by employing home visit as main method of their activity.

Keywords: public health nursing, rural region healthcare, industrial association,
National Health Insurance (*Kokumin-kenko-hoken*), Shimane Prefecture